

原子力発電所の安全対策の確立に関する意見書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたって大量の放射性物質の拡散を招き、平成 11 年の原子力災害対策特別措置法制定後、初めて原子力緊急事態宣言が発令される深刻な事態となっている。

事故発生以来、国の「防災指針」の想定を超える事態が発生しており、3 か月以上を経過した今なお事態収束の目途は立たず、広範囲にわたる多数の住民が避難生活を余儀なくされているとともに、農林漁業産物の汚染や風評被害の深刻化など、その影響は日本全体に広がっている。

島根原子力発電所から 30 km 圏内に位置する雲南市においても、原子力事故に対する大きな不安が広がっている。

原子力発電に関するこれまでの安全対策や体制が不十分であったことは明白であり、原子力行政に対する国民の信頼を失墜させた今回の事態を一刻も早く収束し、安全で安心な国民生活を取り戻すことは国の最大の責務である。

よって、国におかれては、下記事項について万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国が責任を持って一刻も早い事態の収束に取り組むこと。
2. 今回の事故の徹底的な真相解明を行い、速やかに正確な情報を国民に開示すること。
3. 今回の事故の現実に照らし「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大をはじめ、原子力施設の安全・防災に関する「指針」、「制度」及び「体制」などの速やかな見直しを行うこと。
4. 既設の原子力発電所の安全性を改めて総点検し、速やかに抜本的な安全対策を講じること。
5. 自然エネルギー活用の積極的推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

島根県雲南市議会